

目的条文

労働基準法

■法 1 条（労働条件の原則）

①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

②この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

■法 2 条（労働条件の決定）

①労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

②労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

【問題】

■法 1 条（労働条件の原則）

①労働条件は、労働者が【 】生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

②この法律で定める労働条件の基準は【 】であるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

■法 2 条（労働条件の決定）

①労働条件は、労働者と使用者が、【 】において決定すべきものである。

②労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

労働安全衛生法**■法 1 条（目的）** H24 年、R 元年 選択式

この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

■法 2 条（定義） H30 年選択式

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

（2）労働者

労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

（3）事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

（3-2）化学物質

元素及び化合物をいう。

（4）作業環境測定

作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

労働者災害補償保険法

■法 1 条（目的）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■法 2 条（管掌）及び法 2 条の 2

労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

【問題】

■法 1 条（目的）

労働者災害補償保険は、【 】の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「【 】」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は【 】による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、【 】を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は【 】により負傷し、又は疾病にかかった労働者の【 】、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の【 】の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■法 2 条（管掌）及び法 2 条の 2

労働者災害補償保険は、【 】が、これを管掌する。

労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、【 】を行うことができる。

雇用保険法

■法1条（目的）

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

■法2条（管掌）

- ①雇用保険は、政府が管掌する。
- ②雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

■法3条（雇用保険事業）

雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

【問題】

■法1条（目的）

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について【 】が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が【 】を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、【 】を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の【 】その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

■法2条（管掌）

- ①雇用保険は、【 】が管掌する。
- ②雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、【 】が行うこととすることができる。

■法3条（雇用保険事業）

雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、【 】を行うことができる。

労働保険料徴収法**■法1条（趣旨）**

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

■法2条（定義）

①この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称する。

②この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

③賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

④この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

【問題】**■法1条（趣旨）**

この法律は、労働保険の【 】を図るため、労働保険の【 】、労働保険料の納付の手續、【 】等に関し必要な事項を定めるものとする。

■法2条（定義）

①この法律において「【 】」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称する。

②この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、【 】として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

③賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、【 】が定める。

④この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

健康保険法**■法1条（目的）**

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

■法2条（基本的理念）平成30年-選択式

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

【問題】**■法1条（目的）**

この法律は、労働者又はその【 】の業務災害（【 】（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

■法2条（基本的理念）平成30年-選択式

健康保険制度については、これが【 】をなすものであることにかんがみ、【 】、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び【 】並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

国民年金法

■法1条（国民年金制度の目的）

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

■法2条（国民年金の給付）

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

■法3条（管掌）

①国民年金事業は、政府が、管掌する。

②国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。

③国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととすることができる。

厚生年金保険法

■法1条（目的）

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

■法2条（管掌）

厚生年金保険は、政府が、管掌する。

■法2条の2（年金額の改定）

この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

【問題】

■法1条（目的）

この法律は、【 】の老齢、障害又は死亡について【 】を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

■法2条（管掌）

厚生年金保険は、【 】が、管掌する。

■法2条の2（年金額の改定）

この法律による年金たる保険給付の額は、【 】、【 】その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

労働契約法

■法1条（目的）

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

■法2条（定義）

- ①この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。
- ②この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

【問題】

■法1条（目的）

この法律は、労働者及び使用者の【 】の下で、【 】により成立し、又は変更されるという【 】その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、【 】の安定に資することを目的とする。

■法2条（定義）

- ①この法律において「【 】」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。
- ②この法律において「【 】」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。

最低賃金法**■法1条（目的）H24年 選択式**

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■法2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- ②使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- ③賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

【問題】**■法1条（目的）H24年 選択式**

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、【 】及び事業の【 】に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■法2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①労働者 【 】（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- ②使用者 【 】第10条に規定する使用者をいう。
- ③賃金 【 】第11条に規定する賃金をいう。